

米国の善隣外交とメキシコ石油国有化問題, 1938～1942年 ——経済的ナショナリズム・世界大戦・自由主義的国際秩序(中)——

上 村 直 樹

1. はじめに
2. メキシコ石油国有化
3. 米政府によるメキシコ石油国有化問題への対応
 - (1) 善隣外交とメキシコ石油国有化問題をめぐる米政府のジレンマ
 - (2) 米政府の初期の対応：国務省の強硬策への傾斜
〈ダニエルズ大使と国有化問題〉
〈石油会社側の対応〉
〈モーゲンソー財務長官とメキシコ石油国有化問題〉
 - (3) 国務省の「承認」政策と問題の長期化
〈国務省と善隣外交〉
 - (4) ローゼヴェルト大統領とメキシコ石油国有化・善隣外交
(以上, 上巻, 『アカデミア』(社会科学編) 21号, 2021年)
4. 国務省の「承認」政策とメキシコ石油国有化問題の長期化, 1938年4月～
5. 農地国有化問題の解決
6. メキシコ政府と石油会社との直接交渉, 1939年3月8日～22日
7. 第二次世界大戦の勃発と国務省による国際調停の正式提案(1939年9月1日～1940年4月3日)

本稿の上巻では, フランクリン・ローゼヴェルト政権の善隣外交にとって経済的ナショナリズムによる深刻な挑戦となったメキシコ石油国有化問題に関して, 国務省を中心とする米政府, カルデナス大統領の下で国有化を断行したメキシコ政府, そして英蘭系のロイヤル・ダッチ・シェルと米系のスタンダード石油(ニュージャージー)等の国際石油メジャーを中心とする石油会社という主要な当事者たちの基本的立場の解明を行った[上村2021]¹⁾。特に国務省が自らの国益認識および善隣外交観の帰結として, ラテンアメリカ諸国との関係改善や関係強化を重視する一方で, 経済的ナ

1) メキシコ石油国有化に関しては, [Gordon 1941; 増田 1969; Wilkie 1970; Townsend 1979; Brown 1992; Knight 1992; Brown 1993; 杉山 1997] を参照。米国の対応に関しては, [Daniels 1947; Wood 1961; Green 1971; Ring 1972; Smith 1972; Meyer 1977; Blasier 1976; Koppes 1982; 高橋 1993] を参照。

シヨナリズムへの警戒に加えて自国石油会社に対して積極的支持を行うべき立場もあって、石油国有化をめぐる相反する政策目標の中でジレンマに直面していたこと、そして、国有化直後の事態の推移の中で、いわば状況に流される形で「承認」政策へと向かっていったことが明らかになった。こうしたジレンマの中で、ハル国務長官主導下の国務省は、メキシコとの関係強化を優先した国有化問題解決を目指すべきとの米政府内での少数の有力指導者の主張に対して、「国際法に則った」解決が望ましいとして、メキシコ側の主張と真っ向から対立する石油会社が主張する補償原則に基づく問題解決を支持し、問題解決のための積極的イニシアチブをとらなかった。そして、国際状況が次第に悪化する中で、基本的には当事者間の交渉による解決に任せる形となり、紛争の長期化へとつながるのであった。

そこで中巻である本稿では、「承認」政策によって問題解決が長期化していく過程を歴史的に跡付ける。その際、メキシコ石油国有化自体と国有化をめぐるメキシコ政府と米石油会社の対立に対する米政府の対応に関して、日本語での詳細な研究が十分とは言えない現状に鑑み、米政府、特に国務省が自らの国益認識や善隣外交観の帰結として抱えていた本問題をめぐるジレンマに即して問題の長期化のプロセスについて詳しく検討する²⁾。そうした本稿での検討を基に、下巻においては、1940年春から米政府のメキシコ石油国有化問題への対応の根本的見直しが急速に進み始め、翌年の解決へと向かう過程について検討する。こうした政策転換は国際情勢の深刻化に大きな影響を受けたが、それは1939年9月のヨーロッパにおける第二次世界大戦の勃発ではなく、1940年春からのヨーロッパ戦線におけるドイツ軍の大攻勢によってイギリスを除く西ヨーロッパの大半が瞬く間にナチス・ドイツの支配下に置かれたことに起因する。米政府は、こうした事態の急転によって自国への重大な直接的脅威への対応を迫られ、国防全般の大幅な強化とともに米州関係における共同防衛等の強化も急速に進めたのである。メキシコ石油国有化問題をめぐっても、こうした事態を踏まえて国務省の国益認識もその優先順位が大きく変化し、1941年の太平洋戦争開始までに、当事者に任せるのではなく、政府間での問題解決に向けて国務省がイニシアチブを発揮するようになる。以下、本稿では国有化直後の1938年4月から1940年初めの転換に至るまでの問題の手詰まりが続く時期について検討する。

4. 国務省の「承認」政策とメキシコ石油国有化問題の長期化, 1938年4月～

本稿上巻の最後に検討したように、ハル国務長官は、国有化直後の1938年4月2日にメキシコのナヘラ駐米大使に対して「国際法の原則」に則った補償を強く求め、この問題に関しては、石油会社を強力に支持する姿勢を改めて明らかにしていたが、駐墨米大使のダニエルズは、同じ日に米政府の政策の主導権を石油会社に渡すべきではないと公電でハルに警告している。もし石油会社の口車に乗って補償問題で強硬な立場を取れば、カルデナス政権の崩壊につながりかねず、スペイン内乱の二の舞を演じることになる。米政府は、むしろ石油会社に圧力をかけてメキシコの求める補償交渉に参加を促し、補償の方法としても石油による補償という現実的なものとするべきであるとして、ハルの主導する政策に異を唱えたのである。しかし、国務省首脳は、ダニエルズはメキシコでの「地域的偏見で目が曇っている」として聞き入れず、「承認」政策が開始されるのである [FRUS:

2) 例外として、[杉山1997]がある。

1938, V: 742-45; Cronon 1960: 203-04; Ring 1974: 112]³⁾。

国務省が問題解決に向けて積極的に動こうとしないのに業を煮やしたモーゲンソー財務長官は、この問題がファシズム諸国によるメキシコ進出の絶好の機会となることを恐れ、再び金融問題を梃子にメキシコ問題への介入を試みる。モーゲンソーは、5月18日に国務省に対してメキシコへの包括的援助による問題解決を提案する。それは、2億オンスの銀をペソ安定に使用するという条件で低利のローンとして提供し、これと結び付けた形で通商協定交渉に入り、石油国有化問題の最終的解決も図ろうとするものであった。しかし、国務省は、その時点でメキシコに援助を与える形で解決を図ることに反対であり、フェイス（Herbert Feis）国務省経済顧問は、以下のような系統だった反論を行った。

- ①メキシコ政府は信頼できず、ペソ安定用の銀準備を別の用途のために使用する公算が大きい。
- ②ローンは悪い前例となり、他国の石油国有化の動きを促すだけである。
- ③メキシコが石油産業をコントロールした現状のままの解決は、メキシコの石油資源を台無しにするので認めるべきではない。
- ④現時点では、米側が輸入について譲歩できる点はなく、通商協定は無意味である。
- ⑤仮に通商協定を成立させた場合には、世論は政府が石油会社を見捨てたと考えるだろう。
- ⑥金融援助は、将来における懸案の包括的解決の際に意味を持つ。

フェイスは、第3点と第6点への補足として、将来の包括的解決の際に結ばれる石油協定は、資産の返還か国際的共同管理（international trusteeship）のいずれかの形をとるべきだとしている [Ring 1974: 140-41]。ここには、この後、長らく続くメキシコ石油国有化問題に対する国務省の基本的立場が明瞭に示されている。第一に石油国有化によって頂点に達したカルデナスの諸改革は国務省を許容範囲の限界まで追い込んでおり、メキシコに対する強い不信感にまでなっていたことがある。米政府、特に国務省にとって、全面的な強硬策への転換は、善隣外交が持つ政治的干渉や武力介入等への強力な抑制的側面によってのみ押しとどめられていた。2番目の点としては、米国にとってのメキシコ石油の最も効率的な運営の重要性という視点が顕著であり、それは国際石油資本たる私企業の活動と政府による適切な保護によって実現されるというものであった。これは、フェイスにとっては、単なる米国籍企業に対する「私的利益」の保護という点に留まらず、石油という戦略的資源の確保、更には自由主義的な国際秩序の維持という姿勢の表れでもあった [Feis 1944: 57-59]⁴⁾。3番目の点としては、メキシコとの和解は懸案の包括的解決によってしかありえず、米側

- 3) 外交史研究においては、FRUSのような外交資料を引用する場合、シカゴ・スタイルに基づいて日付や文書番号、更には文書作成者等を詳細に脚注等に引用するのが通例であるが、本稿では、上巻でもそうであったように、以下、『アカデミア』の執筆スタイルに基づいて、本文中に資料集名と対象年代、およびページ数のみ簡便な形で示し、他の研究者等が後から資料の確認ができるようにすることで、上記の詳細な文書情報を脚注で示すことは省略する。
- 4) フェイスは、石油に関してその戦略性を強調する。そして、私企業の効率的活動による海外石油資源の確保を重視し、政府はあくまでそのための良好な環境の整備に努め、側面から効果的な外交的支援を与えるべきだと考えていた。そうした考えがよく表われているものとして、[Feis 1944: 57-59]を参照。こうした石油に対しての戦略的思考は、ハルの広い意味でのアメリカ企業の海外活動の保護の考えとも密接な関係を持っており、メキシコ石油国有化問題の全過程を通じて、おそらくフェイスがハルのプレーンの一人として働き、法律顧問のハックワース（Green H. Hackworth）らとともに国務省内の補償原則をめぐる強硬派が形成されており、ハルも彼らの意見を重

が譲歩すべきではない、という石油国有化以前からのメキシコとの各種懸案に対する國務省の一貫した主張が繰り返されている。

最後に第4点として、そうした包括的解決のためには、まず石油国有化問題の解決が必要であり、そのためにはメキシコ側の譲歩が前提となるというものであった。そして米側が原則的立場を守り通すためには、当面問題の早期解決ができなくても仕方がないというものであり、緊急に解決が必要とするダニエルズ駐墨米大使やモーゲンソー財務長官らの考えとは対照的であった。むしろ國務省も国有化直後から問題の早期解決を望んでおり、事態の展開に対する危機感がなかったわけではないが、既に検討したように「国際法の原則」の維持に集約される自由主義的な国際秩序の維持という国益の重要性が、危機を深める国際情勢の中で隣国メキシコと跛行的関係を続けることの危険を上回るという認識に基づく、苦肉の選択であったとも言えよう。また米政府と石油会社がメキシコに対して課している圧力政策等の効果をこの時点では楽観的に期待していた側面も否めず、原則的立場の維持と問題解決とのジレンマに関する危機意識はいまだ深刻ではなく、それが深まり始めるのは、国際的危機が一段と深刻化する一方で問題の長期化が明白となる1938年末以降である。

こうした國務省に対して、1938年5月26日にメキシコからようやく従来になかった具体的な補償計画が提出される。それは、まず3名の専門家委員会によって国有化資産の評価を行い、そのうちの2名はメキシコ政府と石油会社がそれぞれ指名し、残りの1名は両者の合意で選ぶというものであった。そして、評価作業終了後にメキシコ政府が主導権を握る石油会社を設立してメキシコ石油産業の運営にあたらせ、石油会社側が別途設立する石油輸出用の販売会社に市場価格より安く石油を供給して、その差額分を補償に充てようというものであった。また補償の対象は、あくまで石油会社側が探鉱や操業に対して実際に投資した金額に対してであり、石油会社側が求める未採掘の石油分(subsoil deposit)に対する膨大な金額は含んでいなかった。カルデナスは、補償への誠意を見せるために、この時点まで積み立ててきた補償準備金を直ちにニューヨーク連銀に預託する準備があると付け加えている [Ring 1974: 142; Cronon 1960: 206-07]⁵⁾。

しかし、この提案は石油会社側にとっては、自らの要求とことごとく対立しており、受け入れられないものであった。石油会社側は、第一に補償は“subsoil”を含むべきであり、第二に現金による支払であること、第三に国有化後「即時」であること、そして、最後に石油会社側がメキシコ石油産業の運営に参加し続けることを求めていた [Cronon 1960: 207]。國務省もほぼ同様の見解であり、5月31日に開かれたジャージー・スタンダード石油首脳との会談で、ハルは、事態は米政府・石油会社側にとって今後有利に展開することが予想されるとして石油会社側との共同の行動を確認し、問題解決へのイニシアチブを自ら放棄してしまっていた。「承認」政策による問題の長期化の背景には、石油国有化以来のメキシコの経済的苦境から、國務省には、石油会社と同様に、より有利な解決にとって時間が味方するとの判断があったのである [FRUS: 1938, V: 753-55]。

一方、カルデナスは、国有化直後の内外の困難を一応乗り切ると、米政府の対応にも一定の安堵をおぼえ、改めてメキシコ側の条件で石油会社が補償交渉に参加することを米側に求めるとともに、国有化原則に関しては譲る意思のないことを明らかにする。そして、ハルの抗議にもかかわらず、3月18日の国有化令に含まれなかった中小の石油会社の国有化を続け、7月23日には補償金額の

視していたと考えられる。第二次世界大戦期米国の石油をめぐる戦略に関しては、[Stoff 1980]を参照。

5) 但し、カルデナスは、補償交渉が進まず、経済状態も悪化する中で、7月12日には財政窮迫を理由に積立金の取り崩しを発表し、國務省の不信感を煽る結果となっている [Ring 1974: 133]。

一方的な評価作業の開始を宣言し、26日には石油会社側が国有化に関して司法の場で争っていた訴訟に関して、最高裁が合法との判決を下している。また、8月25日には米国のインディペンデントの一つイースタン・ステイツ石油会社との間に大規模な石油輸出契約が結ばれる。これによって、国有化以来メキシコと石油輸出取引を行っていた他のインディペンデントであるデービス石油会社以外にも石油輸出のための有力なパイプができたのである [Ring 1974: 147-50, 153]⁶⁾。しかし、メキシコが苦しい状態にあることには変わりなく、早く補償問題を解決して、石油産業の正常化、更には米政府との関係改善を図る必要があった。

しかし、石油会社側は、原則の妥協までして解決を急ぐ必要はなく、6月14日にはそれまでメキシコ政府との唯一の公式な接触の場であった国有化資産に関する資産目録 (Inventory) についての話し合いを中止し、メキシコ政府とは今後一切話し合う意思がないことを明らかにした⁷⁾。同時に石油会社側は、ジャージー・スタンダードを中心に米国世論を石油会社に有利に導こうとキャンペーン活動を強化し始めた⁸⁾。

5. 農地国有化問題の解決

米政府は、石油国有化問題に関しては依然として両当事者間の話し合いによる解決を望むとの公式態度をとり続けた。そして、国務省は当面有利な解決はないと判断して両国間のもう一つの重要イシューである農地国有化問題の解決に力を入れる。ハルは、7月21日にメキシコ政府に対して、これまで長らく未解決のままであった農地国有化に関する補償問題を「1929年ワシントン一般調停条約」による国際調停 (international arbitration) にかけることを正式に提案する [FRUS: 1938,

6) デービスがもっぱらドイツとのバーター取引を仲介したのに対して、イースタンは、一旦アメリカに輸入して自ら精製してから、アメリカ製品としてドイツ以外のヨーロッパ諸国を中心に再輸出した。この契約は、カルデナスにとってファシズム援助という非難に対する反論の有力な「道義的」基盤となった。イースタンは、ジャージーから執拗な妨害を受け、法廷闘争・金融妨害・反ダンピング訴訟に悩まされ、アメリカ政府からも資金援助を断われたものの、メキシコ石油輸出を続けた。デービスとイースタンは、国有化後のメキシコの石油輸出総量の67%を占めた [Ring 1974: 156-157, 173n; Meyer 1979: 326n]。

7) これは、メキシコ国内で法廷闘争を行うために必要な手続きであったが、資産評価 (valuation)、ひいては国有化の事実上の承認につながる恐れがあるとして、石油会社側は裁判での不利を覚悟でこの表明を行い、その翌月には既述の最高裁判決が出ている。

8) 石油会社による有力新聞を利用したキャンペーンが続く中、権威ある雑誌『アトランティス・マンズリー』の7月号は特集「国境の南の混乱」を組み、「メキシコは、過激な指導者たちによって危険な混乱状態へ進みつつある」として、会社側に極めて有利な分析を展開している。リベラルな雑誌『ネーション』の9月号によれば、この特集はジャージー・スタンダードの全額負担で組まれたものであった。世論、議会は、後述する一時期を除いてメキシコの石油国有化問題をそれほど大きく取り上げることはなかったが、全体としてはメキシコに批判的で石油会社を支持していた。但し、会社側のキャンペーン活動は、この時期はまだ石油国有化そのものを攻撃したものは少なく、メキシコの無秩序、ファシスト・ коммуニストの浸透を非難してメキシコ政府の補償における信頼性をおとしめることに重点があった。直接交渉が決裂する1939年後半以降は前者に重点が移り、メキシコ石油国有化自体の「違法性」を強く訴えることになる [Cronon 1960: 210-11, 231-33]。

V: 674-78]⁹⁾。これまでハルは、メキシコとの諸懸案を公開の場であおることを避け、国際調停による解決にも慎重であった。またメキシコ側もその主権の重要な行使である国内改革プログラムを国際的な中立者の判断に委ねてしまうことには強く反対していた。しかし、ハルはカルデナスの一連の強硬な姿勢が一向に改まらず、逆に強化されていることを強く懸念していた。そして、カルデナスが7月19日の記者会見で、米政府は、石油国有化についてメキシコ政府への抗議は行っておらず、逆に石油会社に対して解決のための圧力をかけていると述べたことは、国務省、そしてハルにとっては極めて心外であり、既に準備されていた農地問題に関する外交通牒の手交に至る [Ring 1974: 149]。

7月21日の通牒は、農地国有化問題に関して「補償なしに財産を取り上げるのは接収 (expropriation) ではなく、没収 (confiscation) である。将来いつか払うという意思表示があったとしても、没収に変わりはない」と述べ、石油問題に直接触れていないが、3月27日の同問題に関する外交通牒の手交における「失敗」にこりて、一連の国有化問題に対する国務省の立場をメキシコ政府と世論に対して明確に示すべく、手交後直ちに公表したのであった [FRUS: 1938, V: 674-78]¹⁰⁾。ハルには農地問題の有利な解決が石油問題の解決を促すとの読みがあったが、このように対立を公開の場に持ち込んだことは、米国もイギリス同様にメキシコとの外交断絶に向かう可能性に再び現実味を与えるものであった。ダニエルズは、ハルとローズヴェルトに対してそうした危険を再び強く訴える [Cronon 1960: 212-13, 218-19]¹¹⁾。

メキシコはこの通牒に衝撃を受け、調停提案に対して国内での強い反米感情の高まりもあったが、カルデナスとしては、農地問題の早期解決は強く欲しており、石油補償への誠意を示すためにも米国の提案に正面から応えなければならなかった。カルデナスは、8月3日の対米通牒で農地問題でのメキシコの補償意思を強調する。そして、メキシコが補償意思を表明している以上、補償問題はあくまで補償金額の評価に関する技術的なものであって、1929年条約中の「克服しえない差異 (irreducible differences)」ではなく、そもそも国際調停によって補償方法を決めることは、メキシコの支払い能力を超える負担ともなりかねず、メキシコ国家の主権の重要な行使である国内改革に支障をきたす恐れがあり、到底受け入れられないという点も強調した。しかし、メキシコは、あくまで「友好と協力の精神」に基づく問題の早期解決を欲するとして、両国代表の専門家による補償交渉を提案した [FRUS, 1938, V: 679-84; Cronon 1960: 218]¹²⁾。

メキシコによる各種国有化をめぐる問題の解決を国際調停に委ねるのか、それとも政府間の専門家委員会を通して行うかの対立は、石油問題でも再び繰り返されることになるが、農地問題でも両者の対立は大きく、ハルは辛辣なメキシコ批判をナヘラに対して繰り返した。しかし、メキシコ側

9) 「ワシントン一般調停条約 (1929年)」は、米州諸国間の紛争の平和的解決を目指したもので、米墨両国とも条約に調印していた。但し、メキシコは、「裁判拒否 (denial of justice)」については調停の対象にならないと留保している [Bemis 1943: 149]。

10) ハルは通牒をダニエルズ経由ではなく、ナヘラに直接手渡ししており、また手交と同時に公表している。石油会社と世論は、この通牒に喝采を送った [Cronon 1960: 218]。

11) クロノンによれば、国務省は、農地補償支払いの負担増のため、メキシコによる石油資産の返還もありうるとの思惑もあったという [Cronon 1960: 212-13]。

12) メキシコは、外国人の所有する農地の国有化に関しても、能力にあった「適切な (appropriate)」補償という原則を認めることをアメリカに求めている。外国人財産の国有化に関する国際法については、[田畑 1973: 446-47]を参照。この後もアメリカ側が8月22日、メキシコ側が9月1日と通牒の応酬が続く [FRUS, 1938, V: 685-702]。

はイギリスの場合と違って自ら対立を煽るようなことはせず、ひたすら国内改革の必要性和それに対する米国の理解を求め続ける¹³⁾。結局、ハルは、9月20日に至って急きょ強硬な態度をやわらげ、通牒による非難の応酬をやめて「建設的な話し合い」を提案し、メキシコの原則に米側が歩み寄る形で交渉が続き、11月9日、12日の米墨間の覚書の交換によってメキシコが求める専門家委員会方式による補償問題の解決で合意した〔FRUS, 1938, V: 707-09, 714-16, 717-19〕。

このハルの突然の変化の理由を資料的に裏付けることは困難であるが、ダニエルズの訴えに一定の効果があったか、ローズヴェルトによる直接の介入が影響した可能性が強い〔Cronon 1960: 226-27〕。まさにこの9月10日から20日にかけての時期にチェコスロバキア危機は一層深刻化し、ローズヴェルトはハルとともにヨーロッパ戦争の勃発阻止に心を砕いていたのであり、混迷を深める世界に対して米州諸国間の協力と連帯を手本として広く示す必要があった。そして、そうした国際情勢悪化の中で12月のリマでの米州会議開催に向けての準備が始まっており、米国としては米州諸国間の協調を謳って会議を成功に導くことが極めて重要な課題であった。そのためにもメキシコが公開の外交懸案となった農地国有化問題を取り上げて、米国が「悪い隣人 (Bad Neighbor)」であると会議の場で煽ることはぜひとも避けなければならなかった〔Hull 1948: 610〕¹⁴⁾。更にチェコスロバキア危機の前後からの石油輸出の急増を契機として、ドイツとメキシコとの経済関係が急速に進展し始めており、メキシコの対独接近を警戒し、メキシコ市場の喪失を懸念する声も米国内で聞かれ始めていたのである¹⁵⁾。

この農地問題の解決は、国務省の当初の狙いとは裏腹に石油問題に有利な状況をもたらすどころか、補償額の決定方式についてメキシコの主張する専門家委員会方式を受け入れ、補償方法についても分割払いを認めている点で、メキシコの「外交的勝利」ともいえた。但し、メキシコ側も大きな譲歩を行っており、両者の政治的妥協による解決は、将来の石油問題の解決の形をも予想させるものであった〔Ring 1974: 158〕¹⁶⁾。しかし、より重大な意味を持つ石油問題に関しては、両国政府

13) ハルは、ナヘラが国有化を法律的にも社会改革の側面からも擁護しようとするのに対して、「没収を擁護するつもりなのか」と発言を遮り、「貴国政府がわが政府を議論で納得させるのには、千年はかかるであろう」と述べ、「公正な補償」の持論をまくしたてた〔FRUS: 1938, V: 674-78〕。国務省が専門家委員会方式に強く反対したのは、それまでも米墨間の「特別補償委員会」、「一般補償委員会」等で数度にわたり試みられて、すべて中途半端に終わっていたからである〔Ring 1974: 169n〕。一方、メキシコは、両国間の諸懸案のうちで関税問題に関しては、アメリカの強い反対もあって、前年12月に大幅に引き上げた輸入関税を8月13日に再び引き下げる措置をとっており、両国間の懸案解決への積極性を示そうとしていた〔FRUS, 1938, V: 783〕。

14) ハルは、リマ会議を重視しており、メキシコ側から各種の国有化問題を議題とせず、アメリカに進んで協力するとの約束を事前に確保することに成功し、実際に会議の結果にも満足する。またカルデナス自身、チェコスロバキア危機でドイツに強硬な抗議を行っている〔DGFP 1953: 876-80〕。またカルデナスは、ミュンヘン会談の際にローズヴェルトに対して、侵略国に対する米州諸国による禁輸をひそかに提案している〔Cronon 1960: 234〕。

15) ヨーロッパでの政治的危機が高まるとともに、メキシコの石油輸出は急増し、特にドイツは8月にはメキシコの石油輸出165万バレルのうち67%の110万バレルを輸入し、その後も増加を続ける。同時にドイツから機械類のバーター輸出がメキシコに殺到し、対墨輸出においてドイツがアメリカを凌駕するに至っている〔Ring 1974: 159, 169n, 171n〕。

16) 農地問題に関して、メキシコは、同国への投機的な投資に対する米政府の保護に疑問を呈した1938年4月1日のローズヴェルトの記者会見での発言もあり、また補償をしやすくするためにも、中小の土地所有者と大土地所有者とで保証条件を変えることを主張してきたが、国務省の強い反対もあり、メキシコは無差別の補償を受け入れた

の原則的立場の違いは依然大きく、何よりメキシコ政府と石油会社が直接問題解決の努力をすることが先決であった。農地問題の解決は、メキシコ政府との補償交渉を一貫して拒否してきた石油会社側を交渉に駆り立てることになる。

6. メキシコ政府と石油会社との直接交渉, 1939年3月8日~22日

石油会社側は、それまで圧力政策の成功に自信を持ち、7月21日の通牒は米政府の一層の支持の現れであると高く評価し、メキシコ政府への非妥協的態度を強めていた。しかし、その間、既に石油国有化直後からしばしば独自の動きを見せていたインディペンデンツのシンクレアーが、問題の長期化に耐えかねて11月からメキシコ政府との単独交渉の動きを見せ始める。そして、12月初めには、ハーレー (Patrick J. Hurley) を利益代表としてメキシコに派遣し、カルデナスとの非公式な会談において単独の補償の可能性を打診するに至ったのである。合意には至らなかったものの、ハーレーは現実的な解決を強く主張し、両者とも当事者間の解決に自信を持ったのであり、これはメキシコとの合理的解決は不可能というメジャーの主張への重大な挑戦となる可能性があった。そして、国務省がメキシコとの重要な懸案の一つであった農地国有化問題をメキシコに歩み寄って解決したことも、メジャーの主張への大きな打撃となり、更には米政府の石油会社への支持自体が危ぶまれる事態を招きうるものであった。実際に国務省は、11月にそれまでかかりきりであった農地問題を解決させると、石油問題の長期化に苛立ちを見せ始め、メキシコとの交渉を拒み続ける石油会社に対して政策の再検討を迫る機運が出てきた。国務省内では、問題の当事者である石油会社側が解決への積極的努力を見せないことには、いたずらに問題を長期化させるだけで政策のイニシアチブが取れない、という不満が出始めていたのである [Ring 1974: 134, 148, 158, 172]。

一方のメキシコ政府も、農地国有化問題の解決が近づくにつれて、石油国有化問題についても石油会社との直接交渉に改めて意欲を見せ始めた。カルデナスは、10月末からそうした趣旨の発言を繰り返しており、1938年12月10日にはメキシコは油田の支配権は維持するが、資産の運用と輸出については石油会社に任せてもよい、という柔軟な発言を行っている [Cronon 1960: 230-01]¹⁷⁾。またメキシコ政府は、リマ米州会議でも米国に積極的に協力するなど、12月以降の時期は全体的に対米協調の姿勢が目立っていた¹⁸⁾。

ほか、補償金額とその支払い方法についても現金による比較的短期間 (3年) の支払いを受け入れるなど、大きな譲歩を行った (メキシコの1936年国有化法は10年以内の補償と規定)。農地国有化問題の解決に関してクロノンは、「善隣外交自体を危険にさらすような圧力政策に訴えることなく、アメリカの原則と権利を守ろうとするダニエルズの主張」の「有効性」が、ハルの圧力政策の「不毛性」とは対照的な結果を生んだと述べている [Cronon 1960: 229]。しかし、農地国有化問題の解決に関して、筆者は、むしろ「原則」を曲げずにメキシコとの懸案解決を図ることが、当時のアメリカ政府にとっていかに困難であったかが示されていたと考える。

17) しかし、メキシコ石油への「支配権」という場合、地下資源に対する「所有権」は最終的には国にあるとしてあくまでも名目上のものにとどめ、実際の管理・運営の責任をすべて石油会社に任せるといふ、メキシコの国有化原則の実質的放棄ともいえるものなのか、それとも石油資源へのメキシコの実質的な支配・管理を意味するのかは曖昧で、結局、この曖昧さの上に直接交渉が始められ、挫折する。

18) リマ米州会議については、[Gellman 1979: 74-79] を参照。当時、財務省は、イースタンに対するジャージーによる反ダンピングの訴えのため、メキシコに現地調査を要求し、メキシコによる調査拒否が続けばメキシコ石油

こうした事態の展開を受けて、石油会社側は、政府と世論の支持をつなぎとめるためにも、12月末に弁護士のリッチバーグ（Donald R. Richberg）を交渉代表に選び、メキシコ政府との直接交渉に乗り出す。石油会社側がリッチバーグを選んだことには大きな意味があった。彼は古くからの革新主義者として知られ、ニューディーラーとしても全国復興局（NRA）の最後の長官を務めており、ワシントンの政治に深くかかわり、ローズヴェルトとも親しい関係にあった。そのためジャージー・スタンダードは、国有化直後にリッチバーグをメキシコ問題に関する代理人に選んでおり、リッチバーグは石油会社と国務省の双方の立場に精通していたのである [Ring 1974: 172-73; Cronon 1960: 238]。リッチバーグは、メキシコの石油国有化には強く反対していたが、現実的な考慮から国有化の完全な撤回は不可能と考え、会社側はメキシコの石油産業への「所有権 (ownership)」は認めたとうえで、より実際の協定によって石油産業への復帰を図るべきだと当初から主張してきた。しかし、ジャージー首脳は、こうしたリッチバーグの考えに批判的であり、特に現地法人のウアステカが強硬に反対していた。しかし、まさにこうした条件でシンクレアがメキシコとの単独交渉の動きを見せ、また国務省にも政策見直しの機運が出始めるに至って初めてリッチバーグの意見は取り上げられ、メキシコの「所有権」は認めるが石油産業の運営は会社側が行うという線で交渉に向けての動きが始まる [Cronon 1960: 238]。石油会社は、1939年1月26日にリッチバーグに対して交渉における以下の5項目の基本原則を提示する。

- (1) 国有化された会社ごとに操業ための長期契約を結び、その契約にない規則、要求、義務は課されない。
- (2) 契約期間中の石油諸税については、その税率を事前にはっきり決めておく。
- (3) 契約期間中の「合理的で实际的」な労働条件を双方の契約当事者が保証する。
- (4) 国有化から契約の日までの損害の「適切」な補償。
- (5) メキシコ国内の石油会社のすべての資産と利権は、契約終了後無償でメキシコに引き渡される。

以上の5点であり、合意の際には契約順守を保証するため、米墨政府間の通商条約を締結し、石油契約をその一部に含めるべきことも付け加えられた [Ring 1974: 176]。この5項目は、石油会社にとって国有化までのメキシコでの石油生産の苦い経験を活かしたものであり、改めて操業を始める場合には、経営の独立を貫くためにあらかじめ、メキシコ政府と労働者の手を縛っておく以外にないという強い決意の表われであった。第1項は、メキシコが1917年憲法以来たびたび新たな立法・条例によって遡及的にそれまでにない義務・制限を課してきたことを全般的に防ごうとするものであり、第2項はそれを特に課税について強調している。この2項目は、石油産業の運営、特にそこからの収入をメキシコ社会改革のプログラムやその産業政策の中ではなく、あくまで石油会社の世界的な投資政策の中に位置づけようとするものであり、カルデナスにとって到底受け入れられないものであった¹⁹⁾。第3項は、カルデナスの社会改革のもう一つの重要な柱である労働政策につ

の輸入を停止せざるを得ないと警告していた。カルデナスは2月に調査を認め、翌年1月には白の判定が下された [Ring 1974: 173-74]。

19) メキシコでは1930年代初頭から石油会社、特にアメリカ系の会社はロイヤルティの支払いがないことをさいわいと、世界的な供給過剰の中で操業条件の厳しいメキシコでの石油生産を抑える傾向が強く、メキシコ政府は石油

いて事前に制限を加えようとするものであり、強力な石油労組の反発は必至であった。更にカルデナスの石油国有化の本来の大義にも反しており、国内政治的にはほとんど不可能であった。第4項は、石油会社側の交渉上の巧みな駆け引きを示すものであり、カルデナスが常に交渉の前提として強調してきた資産評価の問題を意図的に避け、“subsoil”の原則をめぐって交渉が最初から行き詰まるのを防ぎ、評価の問題をあいまいなままにしておいて、実際の操業の過程で“subsoil”分の補償を回収、即ちメキシコ石油を掘り尽くしてメキシコから出て行こうとするものであった。この条項は、メキシコの石油国有化の最も本質的な点をあいまいにしたもので、メキシコ側の強い反発が予想された。

一般に交渉において実現可能と考える以上の条件をまず示すことは常套手段であるが、この5項目は、重要性の低い第5項を除いて、メキシコ石油国有化の基本原則とことごとく対立するものであり、メキシコ的大幅譲歩があつて初めて交渉自体が可能となるものであった。結局、石油会社側の狙いが補償そのものではなく、資産の実質的な返還にあつたことは明らかであった。

そうした中でリッチバーグは、1月26日の会合で石油会社首脳に対して、カルデナスは、「持ち主の経営のもとへ資産を返還 (return) するという立場」で交渉に応ずる旨述べたとされているが、カルデナスの交渉に対する「意欲的で柔軟な」言動にもかかわらず、メキシコ側が「返還」を前提に交渉に応ずるとまで言明した可能性は少なく、実際には「会社側による完全な運営は認められないが、交渉の余地はある」とあいまいな形で述べていただけであった [FRUS, 1939, V, pp.667-60; Ring 1974: 175]。カルデナスは、強硬姿勢のメジャーを交渉に引っ張り出すため、「返還」(会社の復帰)について意図的にあいまいにしていたことは確かであり、また交渉の切り札ともいえる「返還」の問題で最初から手の内を明かしてしまうはずもなかった。更に直接交渉のための予備交渉は、両当事者間で解決に最も意欲的であったナヘラとリッチバーグの間をウェルズが取り持つ形で進められたのであり、この点でもカルデナスとメジャー首脳の意図が互いに希望的観測を含めて伝えられる余地が大いにあった。そして、1938年末からの時期は国有化直後と違って、石油輸出の回復、シンクレアーとの単独協定の可能性、農地問題解決を梃子とした米政府との全面的和解の可能性等によって、メキシコの交渉力は格段に向上していたのであり、カルデナスは国有化原則の一方的譲歩を行う可能性は少なく、むしろ有利な状況の中で最大の外交懸案の解決を考えていたはずである。

一方、石油会社側もこうした事情を理解していたはずであるが、中長期的にはヨーロッパ情勢の悪化と1940年後半の米墨両国での大統領選挙にも大いに期待しており、状況の有利な展開を依然信じて疑わず、原則面で妥協してまでこの直接交渉をまとめる必要は全くなかった。

結局、メキシコ政府と石油会社との直接交渉は、あいまいな「返還」を前提として始まったのであり、メキシコ側は、「復帰」をいわば石油会社側を釣るための餌として用い、あくまで補償による問題解決を目指していた一方、石油会社側は、補償をむしろ口実としてあくまで完全復帰を実現することを求めていたのであり、いうなれば交渉として「致命的欠陥」を抱え、当初から失敗を運命づけられていたとさえ言えるものであった [Ring 1974: 179]。ここでは両者間の交渉そのものの詳細は割愛し、当事者間の直接交渉に関する米政府側の見方と対応について以下検討する²⁰⁾。

国務省は、石油会社が初めて交渉への積極性を見せ、問題解決への見通しがようやく出てきたこ

収入増を求めて種々の試みをしてきた [Ring 1974: 62-64]。

20) 交渉の詳細と関係者自身の説明に関しては、[Ring 1974: 192-203; Cronon 1960: 344n] を参照。

とを歓迎し、1939年1月から交渉の妥決を側面から援助するため様々な努力を行う。そうした対応は、基本的には新たな事態によって交渉の機運がそがれることを防ぐためのものであり、結果的にメキシコへの圧力政策の強化となって表れた。というのもメキシコの交渉力の強化は、メキシコによる原則面での妥協の可能性を減じ、石油会社との対立の拡大により交渉決裂の可能性を高めるだけでなく、仮に合意したとしても国務省自身にとっても望ましくない結果となる恐れがあったからである [Ring 1974: 176]。

一方で国務省には、できるだけ速やかに有利な合意を実現すべき切実な理由があった。というのは、メキシコの交渉力の向上は、まさにドイツの同国への進出拡大を通じて実現されていたのであり、従来の「承認」政策を続けるだけでは、メキシコを枢軸諸国側に追いやるばかりであった。国務省が、石油国有化に対する原則的立場を強調すればするほど原則の実現が遠のき、更にはメキシコそのものを失う恐れが出てくるというジレンマが現実化してきたのである。1939年に入ると、米政府内で枢軸諸国のメキシコ進出が単なる可能性としてではなく、現実の脅威として広く認識されるようになり、国務省もこれまでのように「将来の満足できる解決の可能性」に期待して、「事態の推移に任せていく」ことはできなくなっていた²¹⁾。

ドイツは、既に触れたように1938年9月のチェコスロバキア危機の前後からメキシコとの経済関係を急速に進展させていたが、重要な石油供給源であるメキシコに対して次第に直接取引を望み、ドイツ政府の関与も増大していた²²⁾。そうした中で、1939年2月に独墨間の大規模なバーター計画が表面化し、国務省を大いに慌てさせる。これもデービスの仲介であり、ドイツの航空機とメキシコ石油のバーター取引を行い、同時にドイツが軍事顧問と技術者を派遣するというものであった。これに対して、ドイツが経済にとどまらず政治的・軍事的にも本格的進出を始めたとして、ダニエルズと国務省が一致して強力で反対する。結局、この計画は、カルデナス自身の反対によって中止になったが、米政府にとどまらず、議会にも強い関心を引き起こすものであった [FRUS, 1939, V, pp.667-69]²³⁾。

21) 既に引用した1938年5月31日のハルの発言 [FRUS, 1948, V: 755]。

22) 1938年秋からアメリカ政府には、ドイツ海軍がダミー会社を使ってメキシコ石油の直接購入に乗り出したとの情報が届いていた。ドイツは、石油関係の機材だけでなく、機械製品全般にわたってメキシコ市場でアメリカ製品にとって代わり始めており、またイタリアは繊維製品でアメリカ市場に進出しており、アメリカの生産者は政府に対策を強く求めている。また日本も次第にメキシコ市場への進出を本格化させ始めていた [Ring 1974: 187, 193-94, 209n]。

23) ドイツは、経済そして政治だけでなく、軍事的にもラテンアメリカ全域に広く進出しており、半数以上の国に対して軍事的指導にあっていた。ナチス・ドイツのラテンアメリカ進出と米側の懸念については、[Gellman 1979: 105-16]を参照。メキシコでは、カルデナスとその最大の支持基盤である組織労働者は、1936年のスペイン内戦の開始以来、政治的には共和国政府を強く支持し、国際的にもドイツ等のファシズム諸国の行動を非難し、メキシコを「民主主義諸国」の一員と強く位置づけてきた。しかし、国内の富裕層にはスペインのフランコ将軍側を支持するものも多く、軍部内にもファシズムへの共感を示す勢力がいた。こうした計画が持ち上がったこと自体、政府の上層部にファシズム諸国への共感とまではいかなくても、石油問題の解決に関してファシズム諸国との経済的・政治的関係を積極的に利用していこうという勢力がいたことを示している。しかし、カルデナスは自らの政治的信条もあってそうした利用には慎重であり、枢軸諸国の進出をめぐるアメリカの死活的利益に触れないよう細心の注意を払い、石油国有化以前はドイツへの石油輸出は極力抑制しており、この時もアメリカ以外から航空機を買う意思のないことを強調している [Everest 1950: 87; Meyer 1977: 174-75]。

国務省は、枢軸諸国による南の隣国メキシコへのこれ以上の進出を防ぎ、「国際法に基づく補償」を実現するための残り少ない機会である当事者間の直接交渉を「後押し」すべく、まず1月にメキシコ国内で依然として困難な操業を続けていた中小のインディペンデントが、ドイツに石油を直接販売することやメキシコでの石油資産を売却しようとする動きを抑えるとともに、5月初めには陸軍省、海軍省、財務省に対して、米政府によるメキシコ石油の使用は望ましくない旨要請し、協力を確保した。ハルは、更にカルデナスに米政府の一致した態度を示すため、リッチバーグ交渉にローズヴェルトの強い支持があることをダニエルズに伝えて牽制している [Ring 1974: 206n, 210n; Cronon 1960: 239]。

一方、議会では1939年に入ると石油会社を支持する動きが目立つようになる。それ以前の議会では、国有化直後から銀派議員らが銀協定の廃止を問題にしたのに対して、政府に批判的な石油会社支持派の共和党議員らが反論し、「共産主義に満ちた」メキシコとそれを「支援」するローズヴェルト政権を非難するといったやり取りが見られたが、全体としてはメキシコの石油国有化は大きな政治的問題とはなっていなかった [CR 1939: 4333, 6097; Cline 1963: 189-90; Wood 1961: 19-21]。しかし、1939年1月から始まった第76議会になると、前年末の中間選挙で共和党議員および民主党内でも政府に批判的な保守派議員の勢力が増大した影響で、メキシコ石油国有化問題は、直接交渉の機運の高まりの中で格好の政府批判の材料となったのである。1939年1月から7月にかけて、メキシコ石油問題に対する調査委員会の設置その他を求める決議案が数多く出され、メキシコでの共産主義やファシズム等の「非アメリカ」的勢力の増大への懸念の表明や国有化問題がもつれた原因が政府の対応のまずさにあるといった批判が繰り返され、中にはダニエルズ大使の召還を求めるものもあった [Cronon 1960: 232-33]²⁴⁾。しかし、政府はそうした党派的観点からの議会による直接交渉への介入に強く反対し、ローズヴェルト自身も積極的な議会工作を行い、銀派議員でもあるキー・ピットマン上院外交委員長長の協力も得て、それらの決議案の成立阻止に努め、すべてを葬り去ることに成功したのである²⁵⁾。

こうした中で、石油国有化の補償をめぐるメキシコ政府と石油会社の直接交渉は始まる。交渉はすべてカルデナスとリッチバーグとの間で直接行われ、ナヘラ大使が通訳として参加しただけだった。まずその前半は、メキシコ・シティーにおいて3月8日から22日まで数回にわたって繰り返されたが、予想通り冒頭から資産評価の問題を先に解決しようとするカルデナスとその問題を避けようとするリッチバーグとの間で平行線が続いた。リッチバーグは、メキシコ側は数億ドルに上る補償を「国際法の原則」に基づいて支払うことは不可能であり、一方で資産の返還にも応じられないというのであれば、50年間の長期契約に基づく石油産業の共同運営を通じた「補償」を提案した。しかし、カルデナスは、評価が先になされなくては、共同運営による利益配分も決まらず、それに基づく補償は不可能として譲らず、結局、リッチバーグは評価問題で新たな指示を仰ぐべく帰国するのである [Guerrant 1950: 108; Ring 1974: 181-85]²⁶⁾。

24) 調査委員会を求めるものとしては以下を参照。CR 1939, 76th Cong. 1st Session, H. Res.69 (January 25, 1939): 805; S. Res. 72 (January 27, 1939): 892; S. Res. 14 (July 13, 1939): 10419; S. Res. 177 (July 31, 1939): 10464。メキシコ石油国有化問題全般に関しては、以下を参照。CR 1939, H. Res. 78 (February 2, 1939): 1049; H. Res. 107 (February 27, 1939): 1970。ダニエルズの召還要求については、CR 1939, H. Res. 102 (February 22, 1939): 1975を参照。

25) 議会、世論とも1939年のヨーロッパでの大戦の勃発とともに、戦争の問題に大きく関心が移り始め、1940年夏以降はメキシコ石油国有化問題への関心は大きく低下していく [Wood 1961: 290-91]。

26) ここに示されているリッチバーグおよびメジャーの論理の前提である国有化資産の額は、アメリカ系の会社だ

帰国したリッチバーグは、石油会社首脳に対して、ここで会社側から交渉を打ち切るのは得策ではなく、石油会社側はあくまで理になかった提案をしており、その行動は分別のあるものであって、メキシコ側が無理難題を吹っかけて交渉を行き詰まらせているという印象を国務省に与えることが重要であると述べ、交渉を前に進めるため石油会社側がもう少し譲歩を示すよう懸命の努力をしていた。一方、カルデナスも交渉の行方に不安を持ち、米政府にメキシコの強硬姿勢のみを印象付けるのを恐れ、4月に入って評価問題での妥協的姿勢を示し、評価は他の問題が片付いた後で話し合えばよいと表明する。こうして再び4月30日から場所を保養地のサルティエージョに移して第二次の交渉が開始された。リッチバーグが石油産業運営のための新会社にメキシコ側の実質的参加を認める妥協案を示したのに対して、カルデナスも柔軟性を示し、5月3日には石油産業運営のための新会社へのメキシコの参加を軸に会社側の5条件も反映させた形で仮合意が成立する。カルデナスは、メキシコ・シティに戻って政府で合意案を詳細に検討したうえで正式に承認すると述べたが、回答は遅れ、リッチバーグのみならず、国務省にも大いに気をもませることになる [Ring 1974: 181-85, 190; Cronon 1960: 241]。

国務省は、サルティエージョの仮合意成立の前後から、これまでになく積極的に両当事者の間に入って調停者としての役割を果たそうとした。特にウェルズは、交渉をまとめることに意欲的で、新会社の経営支配の問題が行き詰まりの最大の原因であることが明らかになると、8月1日にローズヴェルトがナヘラに会って強く問題解決を求めた後に、翌2日にローズヴェルトの承認を得たうえで非公式な妥協案を示す。それは、新会社の取締役会のうち3人をメキシコ政府代表、3人を石油会社代表とし、残り3人は米墨英蘭いずれの国民でもなく、「商業・金融・石油産業のいずれかの経験」のある中立の立場の9名の名簿をメキシコ政府と石油会社が作成し、既に選ばれた6人が残りの3人を選ぶというものであった [FRUS, 1939, V: 688-90]。米政府は、メキシコにこれ以上の譲歩を強いることはできず、また石油会社も見捨てるわけにはいかず、しかし、交渉は決裂させたくないために、暫定的な措置としていわば玉虫色のウェルズ提案を行ったのであった。これは、ハルやファイスの強硬な原則的立場からは離れ、特に石油のコントロール問題についてはかなりメキシコ側に歩み寄ったものであり、米政府が初めて見せた解決への現実的対応であった [Ring 1974: 189]²⁷⁾。

しかし、評価問題等でかなりの譲歩を示していたメキシコは、この経営支配の問題を石油国有化の最大の原則的問題と考えるに至っており、また石油会社側も補償ではなく、まさに経営の実質的支配を最重要視しているなど、この点に関して両者の主張は真っ向から対立した。また3人目の中立委員は他方に有利であるとして双方とも強く反発し、ウェルズ提案は交渉決裂を早める結果となってしまった [Cronon 1960: 243]。8月11日、両者とも相手の責任で交渉は行き詰まったと非難声明を出し、ウェルズも8月14日には政府の正式の声明によって交渉の失敗を認めた。ウェルズは、米政府の調停への努力を強調し、交渉の「中断」は、メキシコ政府に「迅速な、十分な、実効的な補償を行う義務」を免除するものではないと強調する一方、石油会社に対しても「すべての建設的提案」に対しては十分な注意を払うようくぎを刺している [FRUS: 1939, V: 697-700]。この後も直接交渉の再開を目指して調停の試みが続けられるが、メキシコ政府と石油会社は再び原則的立場を

けで2億ドルに上ると石油会社側は主張したが、1937年の石油会社側の帳簿では約6000万ドルとなっていた [Bemis 1943: 347]。

27) リングによれば、ハルは依然として「実際のプログラムにメキシコを同意させるには、論理や個人の説得以上のものが必要」として、「適切な圧力」が必要と考えていた [Ring 1974: 189]。

強硬に主張するようになり、互いに相手への非難を強め、当事者間の解決は一層遠のいてしまった。最後まで解決のための努力を続けていたリッチバーグとナヘラも、非公式の接触さえ断ってしまい、12月には「交渉は今や不可能である」と結論するに至る [Ring 1974: 226]。そして、国務省には強い挫折感が残ったのである。結局、あいまいな「復帰」を軸に始まった当事者間の直接交渉は、まさにそのあいまいさ故に挫折し、国務省は解決への有効な手段がないままメキシコと直接対峙することを余儀なくされるのであった。

7. 第二次世界大戦の勃発と国務省による国際調停の正式提案 (1939年9月1日~1940年4月3日)

ヨーロッパでの大戦の勃発は、米政府、石油会社、メキシコ政府三者間の力関係を大きく変えた。最大の影響を受けたのはメキシコであり、国有化以来、石油輸出のほぼ半分を受け入れてきたドイツ市場の喪失は大きな打撃であった²⁸⁾。もちろん長期的には、メキシコが主張するように、重要な戦略物資である石油の輸出は楽観でき、短期的にもイタリア経由で対独輸出を続けられる可能性があった。しかし、大西洋の制海権を握るイギリスは、依然、強硬姿勢を崩さずにメキシコ石油ボイコットを続け、フランスも同調していた。残る有望な市場は米国のみであったが、直接交渉の挫折の結果、米政府はむしろメキシコ石油の締め出しを図ろうとしており、メキシコ政府は、輸出の落ち込みから、結局、石油生産の削減を余儀なくされる [Cronon 1960: 244]²⁹⁾。

しかし、メキシコにとって石油産業は、石油輸出の落ち込み以上に大きな困難を抱えていた。まず油田自体に関して、かなりの程度まで回復した生産・輸出に見合う新規油田の開発は、資金難からほとんど行われておらず、既掘油田への追加投資も停滞したまま、国有化油田の食いつぶしが進行していたのである。また強力なボイコットの網の目を逃れるため極端なダンピング輸出が必要であり、石油輸出は、国家財政に貢献するどころか、むしろ重い負担となっていた。それでも輸出は必要であった。石油国有化の意図がいかに政治的なものであっても、メキシコにとってその経済的負担は限界に近く、カルデナスは、強力な石油労組との正面衝突覚悟で1940年2月から石油産業の再編に乗り出す。既にカルデナスは、石油国有化直後からの経済的困難の下で、改革政策の重点を労働者・農民対策を中心とする社会主義的色彩の強いものから、資本家層の協力を得た国民経済の回復へと次第に移してきた。そこでの石油産業の再編は、急進的アナーキストの牙城たる石油労組との対決として、その本格的第一歩となり、政策の舵は大きく右に取られていく。こうした動きは、次のカマチョ政権になると一層強められる [畑 1993: 232-36; Ring 1974: 201, 213]³⁰⁾。

28) 国有化から大戦勃発までの1年半の間、メキシコ石油の総輸出量2365万バレルのうち、ドイツ向けは48%の1129万バレル、イタリア向けは17%、アメリカ向けは20% (そのうち16%はヨーロッパに再輸出)、そして日本向けが数パーセントを占めていた [Ring 1974: 216; Meyer 1979: 209]。

29) カルデナスは、ドイツとの取引を嫌い、1939年7月にフランスに対して、大規模な取引を提案したが、拒否されていた [Meyer 1979: 211]。またメキシコの石油の輸出量は、1939年8月の233万バレルに対して、12月には110万バレルまで落ち込んでおり、ペメックスは10月から40%近い減産に入る [Ring 1974: 228, 248]。

30) ペメックスは、STPRMの強力な「指導」の下に、国有化後の生産減少にもかかわらず、石油労働者を1万6000人弱から2万2000人強へと増やしており、大戦勃発後には一層の生産削減があったにもかかわらず、組合の強い反対で人員削減ができなかった。カルデナスは、1940年2月の再建計画で人員削減と賃金引き下げを実現し

大戦の勃発によって再び困難な状況に陥ったメキシコにとって、唯一の期待は、インディペンデントの動きであった。シンクレアーは、直接交渉の間は表立った動きをひかえていたが、ハーレーとナヘラは接触を続けており、メキシコ側も直接交渉の際にシンクレアーによる独自の動きを利用していたのであった。10月に入ると、それまでメジャーと完全な共同歩調をとっていたシーボード・グループも期待していたリッチバーグ交渉の挫折にたまりかね、単独交渉の可能性を探り始める。メジャーは、インディペンデントのそうした動きを抑えるのに手を焼き始めていた。こうした状況の中で、シンクレアーは、メキシコ政府は国有化原則で譲ることはありそうにないが、補償の金額では大幅な譲歩が期待できるとして11月には単独交渉の意思を固める〔FRUS, 1939, V: 667-69, 708-09; Ring 1974: 193, 210-12〕³¹⁾。

一方、メジャーにとっては、依然として原則的立場の維持が重要であり、大戦勃発後は状況の一層の有利な展開を確信していた。ヨーロッパの戦争がメキシコの立場を著しく弱め、逆に石油会社の戦略的重要性を高めただけでなく、直接交渉の挫折によって政府の外交的保護の要件の一つである当事者間の解決が困難になったとして、石油会社は米政府の全面的支持を求めるのである。ファリッシュは、1939年8月11日にハルに対して会社側の忍耐強い努力を強調し、メキシコ政府の非妥協的姿勢を非難して、国務省も資産の返還を要求するよう求めていた。そして、メキシコが12月2日の最高裁判決によって石油国有化の合憲性を最終的に確定し、補償のための評価作業に入ることを正式に宣言するに至って、伝家の宝刀とも言える「裁判拒否 (denial of justice)」という言葉を使って米政府に正式に外交的保護を求め、メキシコによる石油国有化自体の違法性を非難して全面的キャンペーンを開始する〔FRUS, 1939, V: 690-96, 712-13, 714; Cronon 1960: 245-46〕。

一方、米国にとっては、ヨーロッパ大戦の勃発は直ちに深刻な脅威を与えるものではなく、メキシコ石油国有化問題に対する政府の対応にも直接大きな影響を及ぼすものではなかった。ローズヴェルトは、戦争が始まると直ちに中立の声明を発し、限定的な国家非常事態を宣言した。しかし、それは米国自身の参戦に備えるというよりは、むしろヨーロッパでの戦争に「対処」するためのものであり、中立者として戦火に巻き込まれることは避けながらも、「中立の利益」は確保しようとするものであった。むしろ米政府は、戦争のための国内的準備にも次第に手を付け始め、一方では米州レベルでの努力も強化していく。米政府は、9月23日からパナマで第1回米州外相会議を開いて、ヨーロッパの戦争に対する米州諸国の中立の確保と協力関係の強化を取り決めるなど、安全保障に関しても米国1国のレベルから次第に米州全体のレベルのものへと大きく転換していく。ローズヴェルトは、米州諸国の連帯・協力を確保したうえで、それを連合国援助へと結びつけることを考え始めていたのである〔Berle 1939: 714; Dallek 1983: 233-34; Gellman 1979: 83-92〕³²⁾。

ようとしたが、労組側は逆に1937年末のJFCA裁定の完全実施を求めてストライキに訴え、JFCAに提訴した。10月末には政府支持の裁定が出たが、労組側は依然サボタージュを続け、最終的な解決は1947年にまで持ち越される〔Ring 1974: 228; Meyer 1979: 312; 丸谷 1970: 144-52〕。

31) ナヘラは、直接交渉の直前にウェルズに対して、シンクレアーは個別の交渉を望み、石油産業再建のため2億ドルのローン提供を示唆していると述べている。またシーボードの単独交渉の動きは、取引銀行のナショナル・シティ・バンク（ロックフェラー系）が押しとどめていた〔Ring 1974: 210-12; FRUS, 1939, V: 690-96〕。

32) ガードナーによれば、1930年代半ば以降のアメリカで沸騰した中立論争は、まさにこの「中立の権利」と「中立の利益」をめぐる行われたのであり、いわゆる孤立主義者は、この両立しがたい二つを共に享受しようとして世論をリードし、一連の中立法の制定となった。ローズヴェルト政権は、その両立が不可能なことを世論に説得しきれず、1939年9月のヨーロッパでの開戦後も状況に大きな変化はなく、むしろ「中立の権利」と「中立の利益」

しかし、開戦直後の混乱が収まり、ヨーロッパの戦争がいわゆる「奇妙な戦争」期に入り、ドイツの和平攻勢等により大戦の早期終結の可能性が出てくると、ローズヴェルトは、和平の過程への参加を考え始め、国務省も盛んに戦後の「再建」問題を議論し始めるのである。1939年春からの時期において、平和の問題は米政府全体にとって大きな意味を持っていたが、国務省は、平和への危機に対して、軍備強化や中立法の改正等を通して備える道を探ると同時に、依然として国際貿易の確保が平和への重要な基礎であると強調し続け、互惠通商協定プログラムの拡大に努めていたのである [Langer and Gleason 1952: 92; Gardner 1964: 169]³³⁾。そして、国務省は、翌年早々に迫った互惠通商協定法の更新を実現すべく、1939年末から議会工作と世論へのキャンペーン活動に全力を挙げて取り組む。まさしくハルにとっては、ヨーロッパの戦争と極東での危機に対処する一方で、互惠通商協定法更新のための「大きな戦い」を国内で進めなければならなかったのである。そこで展開される国務省の論理は、まさに上巻で論じたものであり、大戦が続く今こそ「健全な通商政策」が必要であり、善隣外交を通じた米州協力強化のためにもそれがいかに重要かを強調している。そして、1930年代のような世界が再び訪れ、三度目の大戦が起こることを防ぐためにも、戦後の「再建」の際に自由貿易等の国際主義的秩序が樹立されることがどれほど重要で、いま米国がそうした原則を保持することがいかに必要かを力説している [Gardner 1964: 169; Hull 1948: 746, 756; Grady 1939a: 507-08; Grady 1939b: 633-39; 上村 2021: 54-56]³⁴⁾。

結局、ヨーロッパの戦争は、米政府に対して米州連帯の重要性を再認識させ、協力関係を一層推進させる機運をもたらしたが、国務省にとっては、依然として自由主義的国際政治・経済秩序の実現のための努力も同様に大きな意味を持ち続け、そのためまさに米州においてこそ「国際法の原則」を維持することの重要性が疑われることはなかったのである。国務省首脳は、ナイーブとも言えるほど、ウッドの言うところの「平時の善隣外交」における国益観の枠組みを維持しており、それが変わるためには一層大きな衝撃が必要だったのである。

ローズヴェルトは、既に7月29日にカルデナスからリッチバーク交渉は妥結の見通しは薄い、メキシコの補償の意思は依然として固い、との内容の手紙を受け取っていた。しかし、これでは問題は全く振り出しに戻ってしまうことになり、ローズヴェルト自身、交渉の妥結を強く望んでいた

の両立論が強まっている [Gardner 1964: 95-97]。一方、米軍部は、既に1939年末にそれまでの軍事戦略を大きく転嫁して「レインボー・プラン」の作成を決定し、米州防衛をその中核の一つとした [福田 1977: 21-32]。しかし、1939年9月のパナマ宣言は、「中立」の保持とともに、「中立の利益」の確保も強く謳っており、西半球全体を覆う安全海域内の共同（実際には米軍）パトロールも米州諸国間の交通・交易の確保のためのものであった。この点について詳しくは、[Gellman 1979: 83-85]を参照。この時期の米国のヨーロッパ大戦への対応と戦略に関しては、[Langer 1953; Spkman 1942]を参照。

- 33) 国務省は、互惠通商協定のいくつかの重要な交渉を進めていた。アルゼンチンとの協定条約交渉が8月から開始されたが、同国は伝統的にヨーロッパとの関係が深く、また米州会議の場でも常にアメリカと主導権を争ってきた。アルゼンチンとの交渉は、米州連帯（＝アメリカの主導権の下での非米州諸国の排除）を進めるうえで、アメリカにとって大きな政治的意味があった。協定は、曲折の末1941年10月に成立するが、アルゼンチンは、大戦中も独自の行動で米政府をいら立たせる [Langer and Gleason 1952: 208-09; Gellman 1979: 187-95]。もう一つの重要なベネズエラとの協定は、後で触れるように1939年11月6日に成立している。
- 34) 自由貿易と平和に関するハルの強い信念の下、国務省は一丸となって互惠通商法更新のためのキャンペーンを強力に展開し、グレイディー次官補がその先兵となった。また同じ文脈でバーリー次官補 (Adolf A. Berle) は、米州の経済協力等に基づく平和的關係が世界の模範である旨強調している [Berle 1939: 659-663]。

ため、ウェルズを通して問題解決のために直接の介入を行うのであった。ローズヴェルトは、交渉の挫折が明らかになった8月31日にカルデナスに返書を出し、米墨間の友好・協力の必要性を強調したうえで、石油国有化問題を含めた米墨間の懸案を今こそ解決すべきであるとして、国際調停による問題解決、それも包括的な形で多数の懸案を一挙に解決する可能性を示唆した。ローズヴェルトは、国務省以上に米州関係強化の持つより直接的・軍事的重要性を痛感し始めていたが、国務省、特にハルの自由貿易主義の信念に深く刺さった棘とも言うべきこのメキシコの問題で、国務省の頭越しに政治的解決を強引に推し進める気はなく、国際調停による解決という線で再び国務省に問題を委ねる。そして、ハルに調停の正式提案のための準備を任せると同時に、ウェルズには年末までの間、直接交渉再開の道を探らせるのである [FRUS, 1939, V: 703-06; Ring 1974: 198]。

ハルは、もともとメキシコとの問題は外交交渉の場で解決することを望んでおり、公開の外交懸案とせずにあくまで国務省の裁量の範囲内での解決を目指していた。国際調停は、こじれ切った問題に対する最後の手段であり、長年の懸案であった農地国有化問題における正式提案はまさにそうしたものとしてなされた。石油国有化問題においても、直接交渉の挫折によって早期解決が期待できなくなる一方、石油会社、更には議会、世論からも積極的な外交的保護を強く求められるに至って初めて、ハルは調停による解決に期待し始め、メキシコへの圧力政策を再び強化することになる。大戦勃発後のメキシコの苦境は、今度こそ圧力政策の効果が表れるとの期待を抱かせたのであった [Ring 1974: 149; Cronon 1960: 246-67]³⁵⁾。

1939年11月6日のベネズエラとの互惠通商協定調印は、これまでのメキシコに対する経済的圧力手段の中で最大の効果を持つものと考えられた。互惠通商協定法は、大統領の裁量で輸入関税を最大50%まで引き下げる権限を議会が大統領に与えるものであり、ベネズエラとの協定も、1930年以来、輸入石油に対して課されてきた高率の関税を50%引き下げ、輸出国ごとに割当制を設けるものであり、割当量(クォータ)を超える分については、旧来通りの関税を課すものであった³⁶⁾。クォータの枠は、ベネズエラが71.9%であったの対して、メキシコは輸入枠を与えられず、他の国々とともに「その他」の3.8%を争わなければならなかった。メキシコにとって、大戦勃発後、最後の大市场であった米国への輸出は著しく困難になり、輸出を続けるためには2倍の関税の壁を越えるため一層のダンピングが必要となったのである³⁷⁾。更に12月2日には最高裁判決が出て直接交渉再開の希望が完全に潰えたことを受けて、12月11日にはウェルズまでが、国有化石油の持ち込みは世論を強く刺激するので、メキシコは石油の対米輸出をすべて中止するのが望ましいと、強

35) ローズヴェルトは、オランダ公使との会談で、メキシコ側の困難な状況が続けば、「合理的解決」は可能と述べている [FRUS, 1939: 709]。

36) 互惠通商協定法の成立の背景と内容について詳しくは、[Steward 1975: 1-30]を参照。

37) ハルは、メキシコ石油への経済的差別のために互惠通商協定をフルに活用しており、輸入石油に関して限度額いっばいの50%の関税引き下げを利用するとともに、「主要供給国条項」によって石油の主要供給者であるベネズエラに圧倒的に有利な恩恵を与える一方、クォータの基準年度を過去3年間とすることによってメキシコへの割り当てを著しく少なくした [U. S. Department of State 1939: 524-40]。クォータの割当量は、既に触れたベネズエラの71.9%に続いて、オランダが20.3% (但し、これは殆どベネズエラ沖のオランダ領キュラソー島の大製油所を経由したベネズエラ原油であった)、コロンビアが4%、そしてメキシコを含めた「その他」が3.8%であった。これは、石油改革が重要な段階にさしかかっているベネズエラの穏健派に対する強力な挺入れでもあった [Wood 1961: 224-26]。

い調子でナヘラに警告したのである [FRUS, 1939, V: 714-15]³⁸⁾。これ以降、メキシコはクオータ枠獲得とその拡大を強く求めていく。

国務省は、メキシコに対する交渉上の梃子を整備すると、調停提案のための作業に入る。まず必要であったのが、石油会社およびイギリス政府との関係の調整であった。両者ともアメリカ政府が国際調停に向けて外交的準備を始めたことを歓迎したが、調停の形としてはハーグの常設国際司法裁判所への提訴を望み、米英蘭すべての会社を一括して取り扱い、国有化の合法性自体も問題にすべきだと主張した。一方、米政府は、米州関係の枠内で「1929年ワシントン一般調停条約」による調停を望み、米系企業のみを対象とし、国有化の合法性は問題とせず、あくまで「公正な補償」のための国際調停を主張したのである。国務省は、両者とのやり取りを続けるが、1940年1月11日イギリス政府に対して単独調停の決断を通告する [FRUS, 1940, V: 679]。こうしてハルは、正式提案のためにメキシコ政府との事前の折衝に入るが、メキシコの態度は予想以上に固く、農地問題の時と同様に自国の主権の重要な部分を中立者の判断に委ねてしまうことに強く反対し続ける（まさにこの時、シンクレアーとの単独交渉が順調に進んでいた）。メキシコ政府は、逆に3月16日に米側に対して、石油会社との直接交渉を米政府の斡旋によって再開する用意があると述べ、もし石油会社が拒否した場合には、両国政府が選出した専門家によって補償額を決定してはどうかと、農地問題と同様の解決方法を示唆してきた [FRUS, 1940, V: 1003-06]。メキシコ政府の意図が後者にあることは明らかであった。

国務省には、石油国有化問題が一向に解決する見通しが無いことに対する苛立ちと無力感が次第に漂い始めており、メキシコ政府の問題解決への「非協力的」姿勢への憤りとともに、石油会社側の解決への意欲にも不信感が広がり始めていた。結局、国務省は、行き詰まりを打開できず、調停提案へのメキシコ世論の強い反発によって問題を一層泥沼化させる危険性を意識しながらも、米国世論・議会に対して政府の外交的努力を示し、石油会社に対しては、国際調停による解決が不可能なことを改めて納得させるためにも、4月3日に調停の正式提案を行ったのであった。ハルでさえも国際調停の効果にはほとんど期待しておらず、結局、メキシコ石油国有化問題の解決には、従来の「承認」政策の惰性を完全に断ち切る政策の全面的転換が必要だったのである [FRUS, 1940: 1009-13; Cronon 1960: 246-47; Ring 1974: 239]。

次稿では、1939年のヨーロッパ大戦の勃発後、1940年春のナチス・ドイツ軍の大攻勢によって、こうした米側の政策の行き詰まりが打開されていく過程を検討する。1940年半ば以降、米政府全体が安全保障最優先へと突き進む中で、メキシコ石油国有化問題をめぐる国務省の政策も大きく転換し、1941年末から1942年初めにかけて米州連帯強化のスローガンの下にメキシコとも関係強化が最優先課題となり、石油国有化問題の解決に向けて両国関係が急速に進展する。そうした転換は、いわば「戦時の善隣外交」への緊急避難的な変化という側面もあり、国務省の政策の中で大戦中と戦後に向けて何が変わり、何が変わらなかったのかという点に留意しながら、次稿においてメキシコ石油国有化、善隣外交、そして自由主義的国際秩序の3者の関係について考察して結論とする。

38) これは、当時進行中であったシンクレアー交渉への牽制でもあった。

文献リスト

〈欧米語文献〉

- Bemis, Samuel F. 1943 *The Latin American Policy of the United States: An Historical Interpretation*, New York: Harcourt, Brace.
- Berle, Adolf A. Jr. 1939 "Cooperative Peace in the Western Hemisphere," U. S. Department of State, *Bulletin* (December 6, 1939): 659–63.
- Blum, John Morton. 1959 *From the Morgenthau Diaries, Vol. I: Years of Crisis, 1928–1938*, Boston: Houghton Mifflin.
- Blasier, Cole. 1976 *The Hovering Giant: U. S. Responses to Revolutionary Change in Latin America*, Pittsburgh: University of Pittsburgh.
- Brown, Jonathan C. 1993 *Oil and Revolution in Mexico*, Berkeley: University of California Press.
- Brown, Jonathan C., and Alan Knight, eds. 1992 *The Mexican Petroleum Industry in the Twentieth Century*, Austin, Tex.: University of Texas Press.
- Cline, Howard F. 1963 *The United States and Mexico*, rev. ed., Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Cronon, E. David. 1960 *Josephus Daniels in Mexico*, Madison: University of Wisconsin Press.
- Dallek, Robert. 1983 *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy*, New York: Signet.
- Daniels, Josephus. 1947 *Shirt-Sleeve Diplomat*, Westport, Conn.: Greenwood Press.
- Everest, Allan S. 1950 *Morgenthau, the New Deal and Silver*, New York.
- Feis, Herbert 1944 *Petroleum and American Foreign Policy*, Stanford: Food Research Institute, Stanford University.
- Gardner, Lloyd C. 1964 *Economic Aspects of New Deal Diplomacy*, Madison: University of Wisconsin Press.
- Gellman, Irwin F. 1979 *Good Neighbor Diplomacy: The United States Policy in Latin America, 1933–1945*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Gordon, Wendell C. 1941 *The Expropriation of Foreign Owned Properties in Mexico*, Washington, D.C.: American Council on Public Affairs.
- Grady, Henry F. 1939a "The Good Neighbor Policy for the Americas," U. S. Department of State, *Bulletin* (November 5, 1939): 507–08.
- 1939b "The Present Need for a Sane Commercial Policy," U. S. Department of State, *Bulletin* (November 27, 1939): 633–39.
- Green, David. 1971 *The Containment of Latin America: A History of Myths and Realities of the Good Neighbor Policy*, Chicago: Quadrangle Books.
- Guerrant, Edward O. 1950 *Roosevelt's Good Neighbor Policy*, Albuquerque: University of New Mexico Press.
- Hull, Cordell. 1948 *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. I & Vol. II, New York: Macmillan.
- Knight, Alan. 1992 "The Politics of Expropriation," in Jonathan C. Brown and Alan Knight, eds., *The Mexican Petroleum Industry in the Twenties Century*, Austin: University of Texas Press, 1992: 90–128.
- Koppes, Clayton R. 1982 "The Good Neighbor Policy and the Nationalization of Mexican Oil: A Reinterpretation," *The Journal of American History*, 69–1 (June 1982): 62–81.
- Langer, William L., and S. Everett Gleason, 1952 *The Challenge to Isolation: The World Crisis of 1937–1940 and American Foreign Policy*, New York: Harper & Row.
- Langer, William L. 1953 *The Undeclared War, 1940–1941*, New York: Council on Foreign Relations.
- Meyer, Lorenzo. 1977 *Mexico and the United States in the Oil Controversy, 1917–1942*, translated from Spanish by Muriel Vasconcellos, Austin, Tex.: University of Texas Press.
- Ring, Jeremiah J. 1974 "American Diplomacy and the Mexican Oil Controversy, 1938–1943," unpublished Ph. D. dissertation, University of New Mexico.
- Rippy, Merrill. 1972 *Oil and the Mexican Revolution*, Leiden: E. J. Brill.

- Roosevelt, Franklin D. 1972 *Complete Presidential Press Conferences of Franklin D. Roosevelt*, New York.
- Royal Institute of International Affairs. 1942 *Documents on International Affairs, 1938*, Vol. I, London: Royal Institute of International Affairs.
- Smith, Robert F. 1972 *The United States and Revolutionary Nationalism in Mexico*, Chicago, University of Chicago Press.
- Spykman, Nicholas John. 1942 *America's Strategy in World Politics: The United States and the Balance of Power*, New York: Harcourt, Brace.
- Steward, Dick, 1975 *Trade and Hemisphere: The Good Neighbor Policy and Reciprocal Trade*, Columbia: University of Missouri Press.
- Stoff, Michael B. 1980 *Oil, War and American Security: The Search for a National Policy on Foreign Oil, 1941-1947*, New Haven: Yale University Press.
- Townsend, William C. 1979 *Lazaro Cardenas: Mexican Democrat*, Waxhaw, N. C.: International Friendship.
- U. S. Congress. 1939 *Congressional Record* [本文中では CR と略記], 75th Congress, 3rd Session (March 29 and May 2, 1939), Washington, D. C.: Government Printing Office.
- U. S. Department of State. 1956-1962 *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1938-1942* [本文中では FRUS と略記], Washington, D. C.: Government Printing Office.
- 1939 "Analysis of the Trade Agreement with Venezuela," U. S. Department of State, *Bulletin* (November 7, 1939: 524-40).
- U. S. Government. 1953 *Documents on German Foreign Policy, 1918-1945* [本文中では DGFP と略記], Series D, Vol.X., Washington, D. C.: Government Printing Office.
- Welles, Sumner. 1944 *The Time for Decision*, New York: Harper & Brothers Publishing.
- Wilkie, James. 1970 *The Mexican Revolution: Federal Expenditure and Social Change Since 1910*, rev. ed., Berkeley: University of California Press.
- Wood, Bryce. 1961 *The Making of the Good Neighbor Policy*, New York: Columbia University Press.
- World Peace Foundation. 1939 *Documents on American Foreign Relations*, Vol. I: *January 1938-June 1939*, Boston: World Peace Foundation.

〈邦語文献〉

- ガードナー, ロイド 1971 「商務省・財務省：人と政策」加藤幹雄訳, 細谷千博他編『日米関係史』第2巻 東大出版。
- 上村直樹 1996 「善隣外交の形成と展開：史学史的考察」『広島平和科学』19：53-72。
- 上村直樹 2021 「米国の善隣外交とメキシコ石油国有化問題, 1938～42年：経済的ナショナリズム・世界大戦・自由主義的国際秩序(上)」『アカデミア(社会科学編)』21：41-60。
- 清水透 1970 「メキシコ国民経済と経済政策」松村清三郎編『ラテン・アメリカの石油と経済—メキシコとベネズエラ—』アジア経済研究所：198-204。
- 杉山茂 1997 「銀と石油—善隣外交とメキシコのカルデナス改革の後退, 1934-1940年」『史林』80-5 (1997年9月)：107-138。
- 高橋均 1993 「メキシコ革命と米英石油資本」歴史学研究会編『危機と改革：南北アメリカの500年 第4巻』青木書店：71-92。
- 滝田賢治 1981 「ルーズヴェルト政権と米中銀協定」野沢豊編『中国弊制改革と国際関係』東大出版会。
- 田畑茂二郎 1973 『法律学全集 55：国際法 1』有斐閣。
- 畑恵子 1993 「カルデナスとPRI体制の構築」歴史学研究会編『危機と改革：南北アメリカの500年 第4巻』青木書店：215-40。
- 福田茂夫 1977 『第二次世界大戦中の米軍事戦略』中央公論社。
- 増田義郎 1969 『メキシコ革命—近代化のたたかい—』中公新書。
- 松村清三郎 1970 「メキシコ石油産業国有化とその背景」松村清三郎編『ラテン・アメリカの石油と経済—メキシコ

とベネズエラー』アジア経済研究所。
丸谷吉男 1970「Petroleos Mexicanos とメキシコ石油産業」松村清三郎編『ラテン・アメリカの石油と経済—メキシコとベネズエラー』アジア経済研究所。

The Good Neighbor Policy of the United States and the Mexican Oil Nationalization, 1938–1942: Economic Nationalism, World War, and Liberal International Order (Part II)

Naoki KAMIMURA

要 旨

メキシコのカルデナス政権による1938年3月の米・英・蘭系の外国石油資本国有化は、フランクリン・ローズヴェルト政権の善隣外交に対する重大な挑戦を意味した。善隣外交は、ラテンアメリカ諸国との関係改善に貢献した一方、経済的ナショナリズムの動きも促し、外国資本に対する規制や国有化の動きを強めた。本稿は、メキシコ石油国有化への米政府の対応を歴史的に検討し、米政府の「国益」認識の変化が問題の解決と善隣外交自体に与えた影響を検討する。特に善隣外交が持つ米国にとって望ましい「国際秩序」形成の模索という側面に注目する。3部作の中巻である本稿では、国有化直後からの米政府の対応を「承認」政策としてとらえ、第二次世界大戦の勃発と1940年春までの時期における国有化問題の長期化と米政府、特に国務省のジレンマが検討される。